



で十分事足りる予定でございます。  
○黒田英雄君 運航前の海運の保険ですが、これは何ですか、組合で保険をやるのであつて、普通の損害保険会社はこれは取れないことになるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) この法律第二條第四項あたりはその例示がございまして、例えば船が船と衝突しました場合の損害につきましては、普通の海上保険で保険に取るのでありますが、例えば船が橋樑にぶつかつて損害を與えた船主がその損害の賠償を要求されたというものにつきましては、普通の損害保険では取らないのでございませぬ。併し昔は船主が資力が充実にあつたので、それらの船主が自分の負担でこれら損害賠償に應ずることができたのでありますが、現在は資本の蓄積がない、従つてこういうような場合にも保険に入つて置きたいという希望があるのでありますが、普通の損害保険会社がこれを取りませんので、相互組織、組合組織による救済施設を是非入れたいというのが業者の希望でございます。

○黒田英雄君 それは現在取つておられんといふお話ですが、この取るというやうな場合があつても、それは取ることは法律上できないのですか。  
○政府委員(舟山正吉君) この組合法につきましても、どの程度のものをこの組合で取扱ふかという具体的規定はございませぬ。これは組合の定款によつて如何なる種類の保険を取扱ふかということが決定されるのであります。で、お尋ねの点につきましては、實際問題としては、営業会社で取扱わないものがこの組合で取扱ふというこ

とになるのでございます。  
○黒田英雄君 損害保険会社が将来何かの法によつてそういうものも保険するといふやうなことが出来るようならば、この法律は、これはもう組合でなくちゃできないのであつて、損害保険会社は許さないと意味じやないのですか。  
○政府委員(舟山正吉君) 損害保険会社がそういうやうな種類の保険の必要が非常に少いときは、營業的には成立せぬけれども、これが成立つと認められて、その保険を実施しようとする場合には、たとえこの組合で扱つておられるけれども、又両立して損害保険会社においても、これを扱ふことが出来るのでございませぬ。  
○委員長(木内四郎君) ちよつと伺います。第六條の保険契約の移転の停止ということは、これはどういふことを言うのですか。  
○政府委員(舟山正吉君) この組合組織による保険でございまして、いわば閉鎖的と申しますか、特定人に限つて保険に入らず、組合員は同時に保険に入つておるといふ關係にございませぬ。組合と離れて保険契約は存在し得ないといふ思想でございませぬ。  
○委員長(木内四郎君) その「事業を譲渡することができない」といふことはあれだけども、保険契約の移転といふことは、その意味が……、それ自体どういふことですか。  
○政府委員(舟山正吉君) この保険契約を移転いたしますためには、相手方の組合もその保険契約を結ぶことができる能力がなければならぬ、ところがこの場合にはその組合と組合員としか保険契約が結ばれないのでありますから、

保険契約を外の組合に移すといふことはちよつと考えられないと思ふのでございませぬ。

○委員長(木内四郎君) 他に御質疑がなければ、この船主相互保険組合法案に対する質疑は一応この程度で留保いたしまして、この際昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案を議題として審議を進めたいと思ひますが、御異議ございませぬか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。それでは昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案を議題として審議を進めたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

○黒田英雄君 先日連合委員会が開かれましたときに、政府からいろいろ御説明があつたのですが、そのときの政務次官の説明は、この提案理由の説明、最初の内閣から提出されたときの説明であつたのですが、その後衆議院で修正があつた、第二條の修正があつたのですが、あのときの連合委員会のときの説明では、絶対に原形に復する費用以上には持たないといふ説明であつたに拘わらず、衆議院ではそれを超える金額の三分の二まで認容できるようにしたように思ふのですが、この政府においてはどうかいふふうに考へておられるのですか。又三分の二に相当する金額を超えるといふことになりますと、あのときにいろいろ資料の説明がありましたが、それ以外には影響しないのですか。どうですか。  
○政府委員(秋田保君) お尋ねの点でございますが、政府ではこの原形に復

旧する程度のものだけを全額国庫負担にいたしました。過去の三分の二負担のときにおきましてはやはりこのような規定があつたのであります。この場合にも相当広く解釈されておりました、或る程度超過したものに對して、三分の二の補助があつたわけでございます。従いまして、この新しい法律によりましては御承知のやうに特例でございませぬので、これに規定する以外のものは旧法の適用があるといふやうな解釈をいたしておつたのであります。そういう点で非常に疑問がありましたので、むしろ積極的に衆議院でこのやうな、超える金額に對しては三分の二に相当する金額を加えるといふ修正が行われたのであります。大体このやうな修正がなくても大体この程度のことでは我々としてはもやつて行きたいと考えておつた程度でございませぬので、この修正がありましてからといひまして別に金額的には影響は来さぬものと考えております。

○委員長(木内四郎君) この際念のため何つて置きますが、第二條によつて全額国庫負担とするものが五項目挙げられておられます。この中に農林関係のものなどが入つておられんといふことは、この間連合委員会の際もお話がありましたが、農林関係については全額負担はしないが、この法律によつて全額負担をするといふことにはならんけれども、従来の法律によつて三分の二は補助するということになつておられるのと了解していいでしょうか、尙又学校その他建設物などが災害を受けた場合に復旧するといふやうな際には、二分の一程度補助するといふことになるものと了解していいでしょうか。

○政府委員(秋田保君) 従来御承知のやうに、災害土木費だけに對しては法律ができておりました。外の災害復旧費に對しては、国庫補助は單に予算だけで行われておつたわけでございます。それに應じて省令だけで出ておつたものもございました。今度のこの法律案の對象といたしましたのは大体従来の災害復旧土木費とその外に新たに加わりますのは漁港と山林砂防でございます。従いましてその外のものに對しては、概ね従来の例によりまして補助を続けて行きたいと思へておるのであります。お話しになりました学校の復旧等もその中に入ると考へておりますが、尙その点を明確にいたしますために、政府の方で目下農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案を準備いたしました。これによりまして少くとも農林水産施設に對しては法律を制定したいといふ考へを持つておるのであります。併し各方面との折衝がございませぬので、提案されてはいたしません。併しいずれにいたしましても、従来のものにつきましてはこの法律で新しい特例法で對象となります以外のもは、従来通りの補助を続けて行くつもりでございませぬ。

○委員長(木内四郎君) 外に御質疑はありますか。……それでは昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担に関する法律案に對する質疑はこの程度で保留いたしました。この際諸君及び陳情に関する小委員長の御報告をお願いします。……御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○政府委員(秋田保君) お尋ねの点でございますが、政府ではこの原形に復

○政府委員(秋田保君) お尋ねの点でございますが、政府ではこの原形に復

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。波多野小委員長。  
○波多野君 それでは請願及び陳情小委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。  
先ず物品税、消費税、揮発油税に関するものを一括して申し上げます。請願第一三四三号は光学機用ケース、請願第一四六二号、同じく第一五五九号は室内装飾用品中窓掛、卓子掛、椅子掛等、請願第一五五二号はガス器具、請願第一五五三号は照明器具について、それら物品税を軽減されたいという趣旨であります。又請願第一六八六号は陶磁器、陳情第二〇三号は漆器についてそれら物品税の免税点を引上げられたいという趣旨であります。請願第一二九一号は白下糖の消費税を撤廃されたいという趣旨であります。請願第一二二三号外十三件は揮発油税を軽減されたいという趣旨であります。

これらの請願及び陳情のうち、白下糖の消費税に関しては、輸入砂糖が免税されており、それとの均衡を図るため、慎重に研究すべきであるとして採択しました。又その他についてもいづれも妥当な趣旨でありますので、次の税制改正の際に十分考慮をなす必要があると認めて採択いたしました。

次に、請願第一六三九号は生活能力に乏しい身体障害者が所得税基礎控除額において普通人と同様に取扱われているのは不合理であるから、控除額を引上げられたいという趣旨であります。請願第一七七三号は青色申告制度の普及徹底を図るために、中小企業の経理改善を指導する等の適切な措置を講じられたいという趣旨であります。

又陳情第三六七号は協同組合に対する課税を免除或いは軽減する措置をとられたいという趣旨であります。請願第五五七号は旧軍用土地建物等の固有財産を民間社会事業施設として活用させる際には貸付料を減免する等の便宜を図られたいという趣旨であります。以上の請願及び陳情につきましては、慎重に審議した結果、いづれも妥当な趣旨であると認めて採択することに決しました。以上御報告いたします。

○委員長(木内四郎君) 只今請願及び陳情に関する小委員長の御報告通り決定することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。よつて小委員長報告通り決定せられました。

○委員長(木内四郎君) 速記を始めて。  
〔速記中止〕

それでは配炭会社の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題として、昨日に引続き質疑を継続して頂きたいと思ひます。  
○波多野君 資料を大分沢山出して貰いましたが、この小さい紙にある石炭並びにコークスの欠斤の実績ですが、各年度上下半年に分けて実績が出ておりますが、この前私が質問したときに予想しておつたことと、大体似た数字が出たわけですが、つまり二十三年度から二十四年度に入るに従つて、恐らく欠斤というものが殖えておる筈だということを、数字なしで想像したのですが、やつぱり数字を見てもそういう実績が出ておる。二十四年度の上半年のごときは、二十三年度の下半年

の倍以上に欠斤量が石炭についてはなつておる。二十三年度の上半期に比較しても約三倍近くの欠斤がある。一体こういう欠斤は、どうしてそういうふうな年度が終るに近づくに従つて殖えて行つておるのですか。  
○政府委員(石原周夫君) お答えを申し上げます。ここに出ております欠斤の数字は、これはこの各期に扱いました数量に對する現実に出た欠斤であります。この間御覽を願ひましたように、各期或る程度貯炭を繰越しておりましたので、当該期に抽出をいたさなかつた分につきましては、これは当該期の欠斤として出ておられません。扱ひ数量としては、抽出し数量につきまして現実には公団の使ひました欠斤であります。従ひまして、二十四年度上期におきまして、御指摘のように二十八万トンという、比較いたしましたところでは非常に大きな数量が出ておるわけでありまして、これはこの間ちよつと申上げて置いたのであります。が、実は欠斤の或る程度の数量につきましては、これは配炭会社が取扱をいたしました際に、商売上当然出るものがあるわけですが、それを原価の計算におきましては、一%半欠斤が出る、こういう原価の計算をいたしておりまして、二十四年度上期に扱ひました数量に今申上げました一%半を乗じますと、二十五万三千という数字が出る。そういうような詳細の参考が附いておられませんのは、非常に不十分であります。そこで御説明で補足して申し上げます。二十五万三千という欠斤は、この期の扱ひ量に、今申上げました一%半を乗ずると出て参るものであります。それを以ていたしまして、

波多野委員が御指摘に相成りましたように、尙三万トン弱殖えておりますので、必ずしも良好だつたということでは申せないのであります。原価に見込んどおりました一%半の殆んどその一割くらいは落む。それではその前の方の欠斤が非常に少いじやないかということに相成るのであります。これはこの実績について見ますと、ここに御覽のような非常に低い数字が出ますので、この二十四年度上期以前におきます欠斤量につきましては、或いはこの各期に計上いたしました欠斤の量が少し過少に失したんではあるまいかという感じがいたすのであります。というの、一例を挙げて申しますと、今のよう、本来原価に織込みました欠斤量と見ますと、ここに一例を申しますれば、二十三年度下期のごときは、十萬六千という数字が出ておりますが、原価に見ました一%半のところで見ますれば、実に二十七万トンの欠斤が出ていばい、ということになっております。こゝろは、多少その期に、具体的にはつきり掴みましたが、欠斤だけを見てもおりましたので、その点少々見方が不足だつたという気がするのであります。御指摘の二十四年度上期につきましては、今申上げたように、原価に織込みましたものに比較して、若干上廻つておりますが、今のような状態で前期と比較して御覽になります程の甚だしい数量になつておらないという点を申上げて置きます。

○波多野君 そうすると、その欠斤実績の資料は足りないのですか。今これが読んだようなことになつてしまふ。もう少し詳しいのを出して下さい。それから欠斤及び廃棄というのか、廃棄炭及びコークスが多かつたというところが、公団の赤字の主要な内容をなしておるわけでありまして、そこで私は、欠斤、廃棄炭についての資料を要求したわけなんです。ところが先程政府委員の説明されたように一・五%と云うのは当然原価に織込んだ欠斤なんだから、それはいいとして、それ以上のどれだけの欠斤が出て来たんだというところがはつきりしないと、欠斤による損害ということがはつきり出て来んのです。当然原価に織込んだやつをこゝへ出されておるのでは困る。損害の原因が欠斤にあるということから、損害の原因をなしておる欠斤量を出して貰いたいと言つたのだ。当然原価に織込んだ欠斤量なんかに……。

○政府委員(石原周夫君) 波多野委員の御指摘になりましたように、この原価に織込みましたものと、それから今までの決算に計上いたしました分、それと現実の欠斤という三者の比較であります。これはちよつと数字を以て申上げて、必要でありますれば又明細を書入れてもよろしいのであります。が、先程その締めくくりまで申上げなかつたので、その点を併せて申上げた欠斤は、この表で御覽になりますように五十六万九千、それに対して、私先程二十三年上期の例を取つて申上げましたが、この欠斤量の見方は、原価に算入いたしました量を、この配炭会社がございました二十二年上期以来全部寄せて見ますと、百五十五万三千という欠斤が原価算入数量であります。即ち百万五千五百三十三

れから欠斤及び廃棄というのか、廃棄炭及びコークスが多かつたというところが、公団の赤字の主要な内容をなしておるわけでありまして、そこで私は、欠斤、廃棄炭についての資料を要求したわけなんです。ところが先程政府委員の説明されたように一・五%と云うのは当然原価に織込んだ欠斤なんだから、それはいいとして、それ以上のどれだけの欠斤が出て来たんだというところがはつきりしないと、欠斤による損害ということがはつきり出て来んのです。当然原価に織込んだやつをこゝへ出されておるのでは困る。損害の原因が欠斤にあるということから、損害の原因をなしておる欠斤量を出して貰いたいと言つたのだ。当然原価に織込んだ欠斤量なんかに……。

○政府委員(石原周夫君) 波多野委員の御指摘になりましたように、この原価に織込みましたものと、それから今までの決算に計上いたしました分、それと現実の欠斤という三者の比較であります。これはちよつと数字を以て申上げて、必要でありますれば又明細を書入れてもよろしいのであります。が、先程その締めくくりまで申上げなかつたので、その点を併せて申上げた欠斤は、この表で御覽になりますように五十六万九千、それに対して、私先程二十三年上期の例を取つて申上げましたが、この欠斤量の見方は、原価に算入いたしました量を、この配炭会社がございました二十二年上期以来全部寄せて見ますと、百五十五万三千という欠斤が原価算入数量であります。即ち百万五千五百三十三

れから欠斤及び廃棄というのか、廃棄炭及びコークスが多かつたというところが、公団の赤字の主要な内容をなしておるわけでありまして、そこで私は、欠斤、廃棄炭についての資料を要求したわけなんです。ところが先程政府委員の説明されたように一・五%と云うのは当然原価に織込んだ欠斤なんだから、それはいいとして、それ以上のどれだけの欠斤が出て来たんだというところがはつきりしないと、欠斤による損害ということがはつきり出て来んのです。当然原価に織込んだやつをこゝへ出されておるのでは困る。損害の原因が欠斤にあるということから、損害の原因をなしておる欠斤量を出して貰いたいと言つたのだ。当然原価に織込んだ欠斤量なんかに……。

れから欠斤及び廃棄というのか、廃棄炭及びコークスが多かつたというところが、公団の赤字の主要な内容をなしておるわけでありまして、そこで私は、欠斤、廃棄炭についての資料を要求したわけなんです。ところが先程政府委員の説明されたように一・五%と云うのは当然原価に織込んだ欠斤なんだから、それはいいとして、それ以上のどれだけの欠斤が出て来たんだというところがはつきりしないと、欠斤による損害ということがはつきり出て来んのです。当然原価に織込んだやつをこゝへ出されておるのでは困る。損害の原因が欠斤にあるということから、損害の原因をなしておる欠斤量を出して貰いたいと言つたのだ。当然原価に織込んだ欠斤量なんかに……。

れから欠斤及び廃棄というのか、廃棄炭及びコークスが多かつたというところが、公団の赤字の主要な内容をなしておるわけでありまして、そこで私は、欠斤、廃棄炭についての資料を要求したわけなんです。ところが先程政府委員の説明されたように一・五%と云うのは当然原価に織込んだ欠斤なんだから、それはいいとして、それ以上のどれだけの欠斤が出て来たんだというところがはつきりしないと、欠斤による損害ということがはつきり出て来んのです。当然原価に織込んだやつをこゝへ出されておるのでは困る。損害の原因が欠斤にあるということから、損害の原因をなしておる欠斤量を出して貰いたいと言つたのだ。当然原価に織込んだ欠斤量なんかに……。

れから欠斤及び廃棄というのか、廃棄炭及びコークスが多かつたというところが、公団の赤字の主要な内容をなしておるわけでありまして、そこで私は、欠斤、廃棄炭についての資料を要求したわけなんです。ところが先程政府委員の説明されたように一・五%と云うのは当然原価に織込んだ欠斤なんだから、それはいいとして、それ以上のどれだけの欠斤が出て来たんだというところがはつきりしないと、欠斤による損害ということがはつきり出て来んのです。当然原価に織込んだやつをこゝへ出されておるのでは困る。損害の原因が欠斤にあるということから、損害の原因をなしておる欠斤量を出して貰いたいと言つたのだ。当然原価に織込んだ欠斤量なんかに……。

それだけが出されたに拘わらず、五十六万九千トンしか出てないということ、この差額は、御承知のように、約五百万トンの貯炭があつたわけでございますので、その貯炭になつておりまするにつきては、当該期ごとにその欠斤量を見てございませぬから、従つてそれらのもが一週に清算の過程に出て参るといふことに相成る。それでは今のうちに不十分な欠斤の見方に対して、洗いざらい渡つて見たりどうなるかといふことにつきては、お手許に差上げました配炭公団解散後損失予想表というのが、昨日差上げました一番最初でございます。この中に欠斤並びに廃棄量、石炭にすぎまして百十三万七千三百七十六トンという数字が出ております。ちよつとお分りになりますか、どうか、百十三万七千三百七十六トン、従いまして配炭公団のまだ各期の業務をいたしておりました当時におきまして、各期に計上いたしました五十七万トンばかり、それ

にこの最後の清算段階におきまして、今までの分を全部洗いざらい出ししました結果が、それに百十三万トン加えまして百七十七万トンという数字になる。この百七十七万トンという数字に對しまして、先程申上げましたように、百万五千トンが原価に織込んだもの、差額の七十万が、そういう意味におけるネットの損といふことにお考えを願いたい。この損失予算ができておりました。そういう原価に織込みました、例えば欠斤の問題、或いは運賃の諸掛りの問題、そういうものがある問題が、これが全部プールの尻に出で参りますので、そういうようなプールの尻は尻で一つの数字と相成

り、それはそれといたしまして、今日ありますところの貯炭なり、或いは売上げなりから見まして、どういふような損失、欠斤が出るかといふことを比較いたしましたのが、その数字であります。従いまして、今、波多野委員がおつしやいましたような、純損失がどれだけ欠斤からおきたかといふことは、今申上げたような百七十七万と、百万五千トンの差額である、こ

ういふふうにお承知を願いたいのであります。  
○波多野委員(石原周夫君) さようでございます。  
○政府委員(石原周夫君) それは先程申上げましたように、解散時以後における石炭、コークスの損失予算といふのが百七十七万でございます。これは即ち、解散時以後におきまして、公団のブック・パリー、帳簿に載つておりまする数量、現実に炭を抽出して、売るときに、現実にあります炭の量との差額、従いまして、今までのおのの期の決算におきまして、欠斤として落しましたものは、これは帳簿から落ちてゐるわけでありませぬから、従つてこの配炭公団の全商売を通じて生じました欠斤は、この清算段階におきまして百十三万と、先程御覽の小さい紙にある五十六万九千トンが、両方の合計が総欠斤量に相成るわけでありませぬ。それに対して、先程申上げたものが、原価算入数量

で、それといたしまして、今日ありますところの貯炭なり、或いは売上げなりから見まして、どういふような損失、欠斤が出るかといふことを比較いたしましたのが、その数字であります。従いまして、今、波多野委員がおつしやいましたような、純損失がどれだけ欠斤からおきたかといふことは、今申上げたような百七十七万と、百万五千トンの差額である、こ

ういふふうにお承知を願いたいのであります。  
○波多野委員(石原周夫君) さようでございます。  
○政府委員(石原周夫君) それは先程申上げましたように、解散時以後における石炭、コークスの損失予算といふのが百七十七万でございます。これは即ち、解散時以後におきまして、公団のブック・パリー、帳簿に載つておりまする数量、現実に炭を抽出して、売るときに、現実にあります炭の量との差額、従いまして、今までのおのの期の決算におきまして、欠斤として落しましたものは、これは帳簿から落ちてゐるわけでありませぬから、従つてこの配炭公団の全商売を通じて生じました欠斤は、この清算段階におきまして百十三万と、先程御覽の小さい紙にある五十六万九千トンが、両方の合計が総欠斤量に相成るわけでありませぬ。それに対して、先程申上げたものが、原価算入数量

けかといふと百万トンである。従いまして差引きのネットの欠斤増と申しますか、原価に算入してない分は七十万トンであるといふように御承知を願いたい。  
○波多野委員(石原周夫君) それでは今の数字をも一つ出して下さい。はつきり分るようにして下さい。それから廃棄の問題もお伺ひして置きたいのだが、この廃棄炭といふのは、随分ここは損失の原因としては大きな役割を占めてゐるわけですね、廃棄の炭の数量は出てお

りませぬ、これに出しておりませぬ、金額だけしか出てない。  
○政府委員(石原周夫君) 欠斤と廃棄は分けてありますので、一本になつておられますから、その百十三万、先程私が申上げた百七十七万という数字は、いずれも最後の締めくくりにおける廃棄を含むといふことに……。  
○波多野委員(石原周夫君) そうすると、廃棄と欠斤は、どういふように區別して考へておるのでございませぬか、どういふことになりませぬか。  
○政府委員(石原周夫君) 詳細には公団側から申上げた方がいいかと思ひますが、まあ言葉の區別といたしましては、欠斤そのものはもうないといふことになつておられますし、廃棄は、物はあるのだが、捨てる以外にないといふようなもので、非常に品位が悪い、或いは貯炭場の泥と一緒になつて、事実上使へないものにならぬといふ両方を合せての数字でございます。

○波多野委員(石原周夫君) それからこの解散前の各期における欠斤、廃棄といふやつは、どうしても出て来ないのですが、今の原価計算に織込んだものだけしか出て来ないわけですね。  
○政府委員(石原周夫君) これは各期におきましては現実に扱ひましたものの中でこれだけは確実に足りなかつたといふものをまあ計上しておりますので、この各期ごとに現実にその棚卸しは私にいたしてないかと思ひます。その貯炭になつておられます分につきては、も当然欠斤があるわけでございますからその分は当然擱えていないといふわけでありませぬ。  
○波多野委員(石原周夫君) それからあの資料は出ておられますか。現在の炭の売掛代金の未回収分といふものと、それから支拂ひのまだ済んでない分と買掛代金の資料、どこに対して支拂ひが済んでないかといふあれは出てゐるかな。  
○政府委員(石原周夫君) あの回収不能見込は欠斤の前に出ておられます。売掛金回収見込の不能の見込につきては先般清算人から申上げたと思ひますが、現在回収の段階にございませぬので、具体的にどういふ相手に対するかといふことにつきては具体的な申上げませんで、こういうような原因別のもので一つ御了承願ひたいといふことで申上げたように思ひます。

○委員長(木内四郎君) あなたの方から出された解散時売掛金一覽表というものをみると、大部分は相当著名の会社ですね、支拂能力のあると認められる会社であります。その他小口といふのに四十二億圓ばかりある、販売業者に四十四億圓ばかりある。この著名な方は勿論回収は全部できると思ひますが、その他小口或いは販売業者の中で回収不能になるものはどのくらいあるのですか。大部分は小口だらうと思ひますが……。  
○政府委員(石原周夫君) 大体は委員長御指摘のようにその他小口及び販売業者の中から大体十六億くらいのも

○政府委員(石原周夫君) これは各期におきましては現実に扱ひましたものの中でこれだけは確実に足りなかつたといふものをまあ計上しておりますので、この各期ごとに現実にその棚卸しは私にいたしてないかと思ひます。その貯炭になつておられます分につきては、も当然欠斤があるわけでございますからその分は当然擱えていないといふわけでありませぬ。  
○波多野委員(石原周夫君) それからあの資料は出ておられますか。現在の炭の売掛代金の未回収分といふものと、それから支拂ひのまだ済んでない分と買掛代金の資料、どこに対して支拂ひが済んでないかといふあれは出てゐるかな。  
○政府委員(石原周夫君) あの回収不能見込は欠斤の前に出ておられます。売掛金回収見込の不能の見込につきては先般清算人から申上げたと思ひますが、現在回収の段階にございませぬので、具体的にどういふ相手に対するかといふことにつきては具体的な申上げませんで、こういうような原因別のもので一つ御了承願ひたいといふことで申上げたように思ひます。

○委員長(木内四郎君) あなたの方から出された解散時売掛金一覽表というものをみると、大部分は相当著名の会社ですね、支拂能力のあると認められる会社であります。その他小口といふのに四十二億圓ばかりある、販売業者に四十四億圓ばかりある。この著名な方は勿論回収は全部できると思ひますが、その他小口或いは販売業者の中で回収不能になるものはどのくらいあるのですか。大部分は小口だらうと思ひますが……。  
○政府委員(石原周夫君) 大体は委員長御指摘のようにその他小口及び販売業者の中から大体十六億くらいのも

○政府委員(石原周夫君) 大体は委員長御指摘のようにその他小口及び販売業者の中から大体十六億くらいのもが回収不能になるのではないかと、どういふことでございますか。  
○委員長(木内四郎君) 念のため何つて置きますが、その他小口四十二億圓と販売業者の四十四億圓の中から十六億圓くらいの回収不能にあなたの方の資料で出て来ると思ひますが、その他の上に掲げてあるように各会社のもの中から回収不能といふことは見込んでおられますか。  
○政府委員(石原周夫君) 全然ないといふことは申上げられないやうであります。波多野委員、販売業者口という売掛一覽表の一番最後にあるのは公団の何のとは違つては違つては違つておるわけではないのですか。  
○説明員(加藤八郎君) 御指摘の関係会社とおつしやるのは或いは公団の職員なんか関係しておるやうな会社といふやうなお話じやないかと思ひます。……。  
○波多野委員(石原周夫君) そうではない、公団の一機構としてやつておるものとは違つておるわけですね。  
○説明員(加藤八郎君) 全然そういう機構は公団にはございませぬ。  
○波多野委員(石原周夫君) そうするとこれは販売業者といふのは純然たる民間の業者なわけですか。  
○説明員(加藤八郎君) さようでございます。

○政府委員(石原周夫君) 大体は委員長御指摘のようにその他小口及び販売業者の中から大体十六億くらいのもが回収不能になるのではないかと、どういふことでございますか。  
○委員長(木内四郎君) 念のため何つて置きますが、その他小口四十二億圓と販売業者の四十四億圓の中から十六億圓くらいの回収不能にあなたの方の資料で出て来ると思ひますが、その他の上に掲げてあるように各会社のもの中から回収不能といふことは見込んでおられますか。  
○政府委員(石原周夫君) 全然ないといふことは申上げられないやうであります。波多野委員、販売業者口という売掛一覽表の一番最後にあるのは公団の何のとは違つては違つては違つておるわけではないのですか。  
○説明員(加藤八郎君) 御指摘の関係会社とおつしやるのは或いは公団の職員なんか関係しておるやうな会社といふやうなお話じやないかと思ひます。……。  
○波多野委員(石原周夫君) そうではない、公団の一機構としてやつておるものとは違つておるわけですね。  
○説明員(加藤八郎君) 全然そういう機構は公団にはございませぬ。  
○波多野委員(石原周夫君) そうするとこれは販売業者といふのは純然たる民間の業者なわけですか。  
○説明員(加藤八郎君) さようでございます。

○政府委員(石原周夫君) 大体は委員長御指摘のようにその他小口及び販売業者の中から大体十六億くらいのもが回収不能になるのではないかと、どういふことでございますか。  
○委員長(木内四郎君) 念のため何つて置きますが、その他小口四十二億圓と販売業者の四十四億圓の中から十六億圓くらいの回収不能にあなたの方の資料で出て来ると思ひますが、その他の上に掲げてあるように各会社のもの中から回収不能といふことは見込んでおられますか。  
○政府委員(石原周夫君) 全然ないといふことは申上げられないやうであります。波多野委員、販売業者口という売掛一覽表の一番最後にあるのは公団の何のとは違つては違つては違つておるわけではないのですか。  
○説明員(加藤八郎君) 御指摘の関係会社とおつしやるのは或いは公団の職員なんか関係しておるやうな会社といふやうなお話じやないかと思ひます。……。  
○波多野委員(石原周夫君) そうではない、公団の一機構としてやつておるものとは違つておるわけですね。  
○説明員(加藤八郎君) 全然そういう機構は公団にはございませぬ。  
○波多野委員(石原周夫君) そうするとこれは販売業者といふのは純然たる民間の業者なわけですか。  
○説明員(加藤八郎君) さようでございます。



額と、それから三月末の金額との間の開きは回収によりまして減つた分は、減つた金額を差引いて、現在額を載せたので異同もございませんが、中には殖えておるものもございしますが、そういうものはこの荷渡し数量の後日の修正が

発見されたとか、或いは炭備の品位による修正があつたというように動いて参りまするのでそんな関係で食違ひがあるのをごさいます。

○波多野君 よく分らんですが、それでは聞いて見ますがね、三月二十八日と目附の入つておる売掛金の総額は百九十億でしよう、それは確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようでございます。

○波多野君 それは確かですね。

○説明員(加藤八郎君) はあ。

○波多野君 それからもう一枚の紙を見ますと、これは一月三十一日現在だが、それは八十八億ですね、売掛金の総額は、これも確かですか。

○説明員(加藤八郎君) さようでございます。

○波多野君 先程の説明では百九十億の幾らかが云々ということになつておつたのだが、そうするとこの場合回収ができない金額になるのだが、現在未回収の金額というのはそうすると八十八億に過ぎないのですね。

○説明員(加藤八郎君) 三月末現在の売掛金の残高は総額で申しますと、五十八億七千六百万円でございます。

○波多野君 そうしますと百九十億という売掛金は、これは何月現在ですか、もう一遍はつきりさせますがね。

○説明員(加藤八郎君) 解散当時の、即ち昨年の九月十五日に解散でございます。

ますから、その時の現在でございます。

○波多野君 それから八十八億というのは、売掛金総額のこと。

○説明員(加藤八郎君) 一月末現在の残高でございます。

○波多野君 そうしますと、つまり一月末までに相当回収したというわけなんですね。それだけ減つた、半分になつたわけなんだが、販売業者口という数字を見ますと、解散当時

は四十四億の売掛金代金があつたのが、今度六億に、一月末には六億、ここまで回収したわけですね。これだけ相当大きく回収ができたわけです。

○説明員(加藤八郎君) その通りでございます。

○波多野君 そうするとこちらの二十五億、小口に対する売掛金の回収がこんなに遅れておるのはどういうわけなんですか。販売業者口というのは非常に進んでおるのに、小口の方はこんなに遅れておるのはいくら理由ですか。

○説明員(加藤八郎君) 大体小口の需要家と申しますのは、工場とかそういう中小の生産業者が多いわけでございますが、そういうところの一般の不況によりまして打撃が多かつたためになかなか回収ができない、かような実情になつておる次第であります。販売業者口の方は、これは何んと申しまして公団が売るときに、吟味して売つておる関係で、余りそういう回収の困難性

がなかつたという結果になつておるのでございます。

○波多野君 販売業者口と公団が売つたのは大体販売業者がやはり小口の方に売つておるわけではないか、小さい業者に……大きい業者は直接公団から買つておるのじやないか、同じじやないか。

○説明員(加藤八郎君) 販売業者が売りましたのは、統制の……八月十五日から販売業者を指定されて、その指定販売業者に売るといふことになりましたので、国鉄とか進駐軍とかそういうのは、直接に売りましたけれども、八月十六日以降は指定販売業者を通すといふことによつて売つて参つたのであります。そういう関係でしつかりした販売業者が指定されておるの

で、回収上販売業者は自分の責任においてこれを拂つて来たといふような結果になつておる次第であります。

○波多野君 そうすると販売業者口というのは、去年の八月十五日以降の問題ですか。

○説明員(加藤八郎君) さようでございます。その前は、いずれも直接需要家がクーポンを貰ひまして、その切符を持つて来た者に先渡しするといふような関係でございましたので、いわゆる販売機構といふものはなかつたわけでございます。

○油井賢太郎君 配炭公団であれですか、先程ちよつと申述べたのですが、非常に生産が解散当時になつて来たらしいことは、結局石炭の国管の効果が現れたと見られておるのですが、その点はどうなんですか。いわゆる国管方式

が効果を現わしたと……。

○委員長退席、理事黒田英雄君委(委員長に着く)

○理事(黒田英雄君) それでは只今の答弁は通商産業事務官の加野君が見えられておりますから……通商産業事務官の加野一郎君です。

○説明員(加野一郎君) 只今解散近くになつて石炭の生産が非常に殖えて来たのはどういふわけか、こういう御質問がと思いますが、御承知のように石炭は終戦後、最も超重点的な産業といまして、二十二年、三年四年にかけましては殆んど国の全力を挙げて石炭増産のために主力を傾注したといつてもよからうと思ひますが、その増産の効果が御承知のように石炭は始めましてからその効果が現れるまでにはやはり二年乃至三年は最低見積つてもかかるのございまして、その効果がその頃になつて非常に出て来たといふことが一番大きな原因だろつと考へます。

○油井賢太郎君 今の説明は国家管理方式が効果があつた、こういうわけですか。

○説明員(加野一郎君) 国家管理方式といふわけはございせん、国家管理方式を仮になさつたとしても……、石炭の増産に当時国が最も超重点的な施策を施した、その効果が現われて来た、そのためであらう、こういうわけでございます。

○油井賢太郎君 そうすると、石炭事業に対しては非常に優遇した、こういうことになるのですか。公団解散当時石炭の生産がどん／＼上つて来たときでも、やはり優遇の状況は続けておつたのですか。

○説明員(加野一郎君) 公団の解散間近になりまして、石炭供給過剰の傾向が見えましてから、今お話の優遇の程度というものは、これは若干少しずつ減退して参りましたけれども、まだ公団が解散するまでは外の産業と比べましたらやはり優遇されておつた、こういうことが言えると思ひます。

○油井賢太郎君 それでは、或いはこれは物価庁の方がおられると都合がいいのですが、石炭の④が結局相当に値段が安くなつたから、公団解散当時一遍に山元から出荷されたといふふうにも我々解釈するので、その点はどういふふうに解釈されておるのですか。

○政府委員(石原周夫君) これも資源庁からお答えした方がいふかと思ひますが、値段の点につきましても、全体として石炭の価格が採算上有利であつたかどうかといふ点につきましても、これは物価庁から申上げるのが本當かも知れませんが、私共も全体としてどうもそうではなかつたのではあるまいか、ただその中で生産状況が一段好転して参りました、相当な業績のいいものが出て参つたことはこれは事実であります。それに対して、配炭公団の方も多く石炭が売れたといふ点の理由は、今おつしやいます価格が比較的安であつたといふ、つまり公定価格の時代に比較的安な採算で売つてしまつたといふような点が絶無であつたといふことは申せない、であります。ただそういうようなことに対して一つ一つの心理的要件であつたかと思われまふことは、その以後の状況を見ましても、配炭公団は金離れがよろしい、その後相当いい炭は上つておりま

するけれども、支拂状況は必ずしもよ  
くないように聞いておられますし、その  
当時の資金が詰つておつた状況から見  
ましても、恐らくは配炭公団に売ること  
とは資金の回収上非常にいいという点  
が一つの理由であつたかと思ひます。

○油井賢太郎君 資金の回収がいいわ  
けなんです、あとになつて悪くなつ  
たのです。最後になつては……。そ  
れで公団として売渡したの代金の回収  
の根本原則としてはやはり現金取引を  
以てしたわけですか。それとも或る程  
度の期間を設けたのですか。

○説明員(加野一郎君) 解散前の公団  
の売掛金の回収の條件は、業務規定に  
よりまして契約條項によつてやるとい  
うふうになつておつたのでございま  
す。この契約條項は大体月末に切つ  
て、翌月の十五日までに拂うというよ  
うなものもございまして、それから、  
そういうものが大体最上の條件であり  
まして、現金で取るというふうなもの  
もございまして、必ずしもすべての契  
約が皆同じ條件だということではな  
かつたのでございまして。

○油井賢太郎君 今お話の通り、これ  
は契約が、そうすると月末に売つて、  
翌月十五日拂いが最長だということ、  
まあ平均して一ヶ月以内では皆回収さ  
れる形になるのです。併し実際こう  
やつて相当の未拂が出ていますので  
から、それは実行されてなかつたとい  
ふふうになるわけですか。

○説明員(加藤八郎君) そういう契約  
條件で、荷渡ししておりましたので、  
その条件通りに履行させるべく努力は  
しておつたのだらうと思ひますが、た  
だ、この臨時物資需給調整法でありま  
すか、それに基いて、クーポンがある

ものにつぎましては、荷渡しの拒否が  
できなかつたというような実情であつ  
たのでありまして、そうでありまし  
てと申しますのは、私解散後の清算人  
でございまして、その当時のことを  
責任を持つて申上げかねる点もござ  
いまして、そういうことで、公団とい  
つたのは、そういうものには荷渡し  
を拒否したいという意向もたび／＼当  
局に具申されたようなこともあつたよ  
うに聞いております。併しまあその重  
要産業に石炭を配給するという配給統  
制の建前から、そういう拒否ができな  
かつたということ、まあ売掛金の滞  
納ができたというふうな状況にあつた  
ように聞いております。

○油井賢太郎君 その辺のところの成  
行きが非常に今度の法案に重大な件で  
して、これは聞いておるといふような  
御説明の形じゃなしにですね、はつき  
り責任を持つてお答えできる方にお  
出で願わなくてはならないと思ひま  
す。それはどなたですか、一つこの次  
お出で願うように御手配願ひたいで  
す。

○説明員(加野一郎君) 今はずきりと  
いうお話がございまして、当時の実  
情を申し上げますと、只今清算人から  
説明がございましたように、最低生産  
資材割当規則という商工省の省令がご  
ざいまして、この規則によりまして、  
〔理事黒田英雄君退席、委員長着  
席〕

クーポンを持つておる者が、配炭公団  
に石炭の要求をして参りましたときに  
は、配炭公団は正当な事由なくしては  
この荷渡しを拒否することができない  
ということになつております。この正  
当な事由と申しますのは、例えばすで

に石炭が全部契約済みになつておつ  
て、一トンもないというふうなのが正  
当な事由と、こゝういふふうになつてお  
るのであります。そういう場合以外  
は、いわゆる石炭の荷渡しをしなけれ  
ばならぬ。その際相手方の資産能力が  
あるかどうかというふうなことによつ  
て荷渡しを拒否してはいかん、こゝう  
いう規定になつております。それで併し  
公団といつたしましては、明らかに支拂  
ができないようなものに石炭を荷渡し  
て参りますと、逐次回収不能の額が増  
嵩いたしますので、そういう代金の支  
拂できないようなものは、正当な事由  
あるものとして荷渡しの拒否ができる  
ようにということ、監督官庁の方にも  
しび／＼お願いいたしましたのでありま  
して、監督官庁の方も、又関係方面の方  
へいろ／＼御折衝になつたようでござ  
いますけれども、それは規則の解釈上  
いかんと、必ず荷渡しはしなければい  
かんということになつておりましたの  
で、恐らく普通の営利会社でありまし  
たならば、荷渡ししないであらうと思  
われるような方面にも、現実に石炭を  
出しておつたというふうな実情でござ  
います。

○油井賢太郎君 只今の話は、これは  
私の方でもよくもう一応検討しなけ  
ればならぬし、監督官庁という今のお  
話、それは責任者でありますか。監督  
官庁というものは……。

○説明員(加野一郎君) それは安本と  
資源庁です。

○油井賢太郎君 これは今の話を聞き  
ますと、クーポンのあるものに対して  
は、もう代金が回収できようができま  
いが、荷渡ししなければならぬと、こ  
ういふような原則になつておるとい

ので、そういうところからこゝういふよ  
うな大きな欠損額が累積されて来た  
と思ひます。そういうことにつ  
いて、もう少しその当時の事情を責任  
のある、或いは関係方面に直接折衝さ  
れた人の話をよく聞かないと、我々ち  
よつと納得が行きませんから、この次  
は安本と資源庁の責任者をつつこの席  
に出るようにお取計らい願つて置きた  
いと思ひます。私は今日はもう質問を  
保留いたします。

○委員長(木内四郎君) それでは本日  
はこの程度にして散会いたします。午  
後は経済安定委員会と連合委員会があ  
りますから、外資に関する法律案につ  
いて連合委員会がありますから、御出  
席願ひます。

午後零時六分散会  
出席者は左の通り。

委員長 木内 四郎君  
理事 波多野 鼎君  
黒田 英雄君  
伊藤 保平君

委員 玉屋 喜章君  
西川 甚五郎君  
櫻内 辰郎君  
油井賢太郎君  
小宮山常吉君  
高橋龍太郎君  
藤井 丙午君

政府委員  
地方自治庁次長 荻田 保君  
大蔵事務官 (銀行局長) 舟山 正吉君  
大蔵事務官 (主計局長) 石原 周夫君  
大蔵事務官 (主計局法規課長) 佐藤 一郎君

説明員  
配炭公団清算人 加藤 八郎君  
通商産業事務官 (公団清算室) 加野 一郎君

昭和二十五年五月二十四日印刷

昭和二十五年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁